アレルギー疾患対策の概要

厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課

厚生労働省におけるリウマチ・アレルギー疾患に関するこれまでの取組

	,
昭和47年	小児ぜんそく治療研究事業を実施。 (昭和49年度より小児慢性特定疾患治療研究事業において医療費助成を開始)
平成4年	・アレルギー疾患についての総合的な研究事業を開始し、病因及び病態の解明、 治療法等の研究の推進。 ・免疫アレルギー疾患の診療に関するガイドライン等を随時作成及び改訂し、医 療関係者に対する適切な診断・治療方法の普及啓発を実施。
平成12年	・リウマチ・アレルギー疾患に関する診療、研修、研究、情報などに関する高度 専門医療施設として、国立相模原病院(現国立病院機構相模原病院)に臨床研究 センターが開設。
平成17年	・今後のアレルギー対策を総合的・体系的に実施するため「アレルギー疾患対策 の方向性等」を策定し、都道府県等関係団体に通知。(「医療提供等の確保」を 柱の一つに掲げ、かかりつけ医を中心とした医療体制の確立を推進)
平成18年	・リウマチ・アレルギー特別対策事業を開始。 目標:喘息死の減少。リウマチ及びアレルギ―系疾患の新規患者数の減少。 方法:都道府県を通じて、医療機関、保健所、市町村等の地域医療連携を推進。
平成23年	・厚生科学審議会疾病対策部会リウマチ・アレルギー対策委員会において報告書 のとりまとめ。(平成23年8月)



「アレルギー疾患対策基本法」成立(平成26年6月)

「アレルギー疾患対策基本指針」告示(平成29年3月)

アレルギー疾患対策基本法(平成27年12月施行)

気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、花粉症、アレルギー性結膜炎、食物アレルギー

※上記6疾患以外は必要に応じて政令で定めるとされているが、現状、他の疾患は定められていない

主な基本的施策

1) 重症化の予防及び症状の軽減

- ・知識の普及等
- ・生活環境の改善

2) 医療の均てん化の促進等

- ・専門的な知識及び技能を有する医師 その他の医療従事者の育成
- ・医療機関の整備等

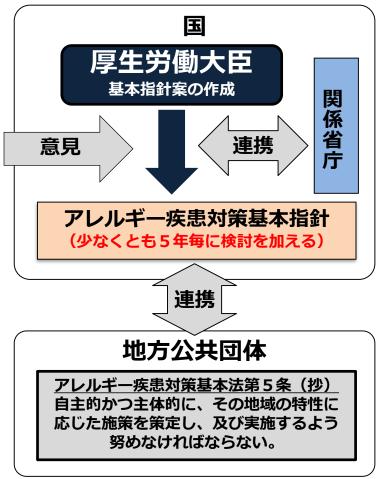
3) 生活の質の維持向上

- ・その他アレルギー疾患医療に係る 職種の育成
- 関係機関の連携協力体制の整備
- ・国民全体への情報提供体制の整備

4) 研究の推進等

- ・アレルギー疾患の本態解明
- ・疫学研究、基礎研究、臨床研究の 促進と、その成果の活用

アレルギー疾患対策推進協議会



アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針

(平成29年3月21日 告示)

アレルギー疾患対策基本指針とは、アレルギー疾患対策基本法(平成26年法律第98号、平成27年12月施行)第十一条に則り、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、厚生労働大臣が策定するもの。

一. アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項

国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他医療関係者、学校等の設置者又は管理者が、各々の責務に基づき、アレルギー疾患の発症及び重症化の予防と症状の軽減、医療の均てん化の促進、生活の質の維持向上、研究の推進等のアレルギー疾患対策を総合的に推進する。

二. 啓発及び知識の普及とアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項

- ① アレルギー疾患を有する児童等が適切な学校教育を受けられるよう助言・指導
- ② 児童福祉施設、老人福祉施設等を利用するアレルギー疾患を有する者への適切な啓発
- ③ 社会教育の場を活用したアレルギー疾患の正しい理解の推進
- ④ 乳幼児健診等での保健指導・受診勧奨、適切な情報提供の実施
- ⑤ アレルギー疾患の重症化予防・症状軽減の適切な方法に関する啓発・普及
- ⑥ 環境基準の確保
- ⑦ 花粉飛散状況の把握、情報提供、森林の適正な整備
- ⑧ 受動喫煙の防止などによる気管支喘息の発症及び重症化予防
- ⑨ アレルギー物質を含む食品に関する表示等について科学的検証の実施
- ⑩ 食物アレルギー表示の適切な情報提供の推進
- ① アレルギー疾患に関する最新の正しい知見や情報の周知

三. 医療を提供する体制の確保に関する事項

- ① アレルギー疾患医療に携わる医師に対して、医師会等や関係学会と連携した最新の知見に関する情報提供
- ② 医療従事者の育成を行う大学等での教育におけるアレルギー分野の更なる充実
- ③ 関係学会等が有する医療従事者向け認定制度の活用した医療従事者の知識の普及及び技能の向上
- ④ ホームページ等を通じたアレルギー疾患医療に携わる専門的知識、技能を有する医療従事者及びアレルギー疾患医療提供機関の周知
- ⑤ 居住地域に関わらず適切なアレルギー疾患医療や相談支援が受けられるよう、アレルギー疾患医療提供機関の整備
- ⑥ 中心拠点病院や都道府県拠点病院、地域の拠点の医療機関、かかりつけ医の連携協力体制の整備

アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針

(平成29年3月21日 告示)

三.医療を提供する体制の確保に関する事項

- (続き)
- ⑦ 中心拠点病院を中心としたアレルギー疾患医療に関する最新の正しい情報の提供、研究、医療従事者の育成の推進
- 診断困難例に対する適切な対応を行うための仕組み作り

調査及び研究に関する事項

- 疫学調査によるエビデンスの蓄積とそれに基づく定期的なガイドラインの改訂
- 最新の科学的知見に基づく医療の周知・普及・実践の程度について、継続的な把握と評価
- アレルギー疾患の本態解明、アレルゲン免疫療法をはじめとする根治療法の発展と新規開発
- 研究体制の整備を通じたアレルギー疾患の予防、診断及び治療方法の開発並びにアレルギー疾患の病態解明等の研究の推進
- 疫学研究、基礎研究、治療開発及び臨床研究の中長期的な戦略の策定

五. その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

- アレルギー疾患医療に携わる職種に対する、関係学会等と連携した研修会等の実施
- アレルギー疾患医療に携わる職種を養成する大学等での教育におけるアレルギー疾患に対する教育の推進
- アレルギー疾患医療に携わる職種の関係学会等が有する認定制度等の有効活用
- 学校、児童福祉施設、放課後児童クラブの職員等に対するガイドラインの周知とアレルギー疾患の正しい知識の習得や実践的 な研修の実施
- 老人福祉施設、障害者支援施設等の職員等に対するアレルギー疾患の正しい知識の啓発
- アナフィラキシーショックを起こした方に対する平時からの体制整備と正しい対処法の啓発
- アレルギー疾患を有する者への両立支援
- アレルギー疾患を有する者やその家族に対する相談体制の整備
- アレルギー疾患を有する者への正しい理解のためのウェブサイト等の充実
- 地方公共団体においてアレルギー疾患対策に係る業務を統括する部署または担当者の設置
- 地方公共団体における地域の実情に応じた施策の策定及び実施
- 平常時・災害時における、国、地方公共団体の実施すべき役割の整備
- 必要な財政措置の実施と予算の効率化及び重点化
- アレルギー疾患対策基本指針の見直し及び定期報告